



# 令和5年度電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内



この案内文は、令和5年1月2日以降に銚子市へ転入（出生）された方を含む世帯に該当する全世帯へ送付させていただいており、**下記の支給対象となる世帯は、申請が必要**となります。

## 支給対象となる世帯

基準日(令和5年6月1日)時点で銚子市に住民登録があり、以下の支給要件を全て満たす世帯

### (支給要件)

- (1)世帯の全員が、令和5年度住民税非課税である。
- (2)世帯全員が令和5年度住民税課税者の扶養を受けていない、または、青色事業専従者及び事業専従者でない。(扶養を受けているかわからないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。)
- (3)世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- (4)世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- (5)既に他の市区町村で実施する低所得世帯への1世帯あたり3万円相当の給付金等を受給した世帯ではない。



**下記コールセンターへご連絡ください**

### 申請書

を送付しますので、ご記入の上、添付書類と一緒に郵送してください。

**申請期間：令和5年7月3日（月）～令和5年10月2日（月）**

## お問い合わせ

銚子市価格高騰重点支援給付金  
コールセンター

0120-123-279



受付時間 平日8:30～17:00

## 郵送先

〒288-8601 銚子市若宮町1番地の1  
銚子市役所 社会福祉課 社会福祉室  
令和5年度電力・ガス・食料品等  
価格高騰重点支援給付金担当